

# 税のたより

No.165

公益社団法人 水口納税協会  
水口納税貯蓄組合連合会

滋賀県甲賀市水口町水口5587番地2  
TEL(0748)62-1151 FAX(0748)63-0173  
http://www.nk-net.co.jp/minakuti/  
E-mail:minakuti@nk-net.co.jp

発行/令和5年1月

印刷/村田印刷株式会社



## 新年のご挨拶

公益社団法人水口納税協会  
水口納税貯蓄組合連合会  
会長 桑名 宏幸



令和五年の輝かしい新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

平素は、公益社団法人水口納税協会並びに水口納税貯蓄組合連合会活動に対しまして、温かいご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。コロナ過も三年が過ぎ、少しずつではありますが「ウィズコロナ・コロナと共に」地域活動も動き出し、当会におきましても三年振り会場等で税の広報活動に取組んでま

## 新年のご挨拶

確定申告期を迎えるに当たってー  
水口税務署長 山下 龍也



令和五年の年頭に当たり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素は税務行政に対し深いご理解と多大なるご支援を賜り、心から厚く御礼申し上げます。昨年、新型コロナウイルス感染症の制約がある中、三年ぶりの納税表彰式・感謝状贈呈式の開催や税の広報活動及び租税教育に関する活動等にご協力を賜り、重ねて御礼申し上げます。

いりました。さて納税協会は、税に関する公益社団法人として、税知識の普及、適正な申告納税の推進、納税道義の高揚を図るため、改正税法等説明会や税理士による税務相談など、公益性の高い事業を幅広く実施し、健全な納税者の団体として、税務当局と協調して企業経営の健全な発展に寄与いたしております。

「税」は私たちが、社会の安心安全で豊かな社会生活を営む上で欠かすことのできない役割を果たし、国や地域の経費を負担し合い、社会を創るための会費が税金であると言われております。この税金の仕組みを積極的に理解し、正しく自分の負担と同時に納得して納税できる税制となるよう、当会では納税者の皆様方からの要望を上げ、広報活動の取組みとして、中学

さて、間もなく令和四年分の確定申告の時期を迎えます。

本年の確定申告では、申告会場を「サントピア水口」へ変更させていただくほか、土地等譲渡所得、贈与税の相談日が二日に一度となるなど、皆様には大変ご不便をお掛けすることとなります。会場では、入場整理券を活用して混雑緩和に努めてまいります。また、年々利便性が向上しております「e-Tax」をご利用いただくことが、一番の感染症対策となります。今回の確定申告からは、マイナンバーカードを利用したe-Taxのご利用は、パスワードの入力回数が三回から一回になるほか、スマホでも青色申告決算書や収支内訳書や作成可能などを申告される方々にもご利用しやすくなっております。

生の税についての作文や標語の募集、小学校の租税教室の講師を務めるなど、次代を担う若い世代に対する税知識の普及活動や、会報「税のたより」を年3回発行し、会員の方だけでなく、広く一般の方々にも税に関する知識を高めていただけるきっかけになる様努めております。当会に入会頂くと、企業の発展をお手伝いし、経営者のための福祉制度や、社員教育に利用頂ける各種講座・教室・研修会、講演会等多様な事業を展開しております。また、各部会活動を通じて、異業種交流での情報交換の中で、思わぬ発想やビジネスチャンスが生まれる可能性も広がりますので、是非当会にご加入下さるようお願いいたします。

結びに、今年一年が皆様にとりまして実り多き年になる事をご祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

このように、私どもは、あらゆる税務手続が税務署に行かずに出来る社会の実現に向けて、税務行政の一層のデジタル化を推進してまいります。

今後、納税者の皆様からのご理解と信頼を得るため、納税環境の整備や適正・公平な税務行政の推進に向けた様々な施策に一層取り組んでまいりたいと考えておりますが、このことは私どもの力のみでは成しえるものではなく、時局に応じた皆様方のご活動等のご支援をいただいております。皆様におかれましては、引き続き税務行政の円滑な運営に對しまして、格別のご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに、皆様方の益々のご健勝並びに、ご事業のご繁栄を心からお祈り申し上げます。年頭のご挨拶とさせていただきます。

## 確定申告

申告と納税は、期限内に

申告所得税及び復興特別所得税と贈与税

3月15日(水)まで

個人事業者の消費税及び地方消費税

3月31日(金)まで

## 安心・便利な振替納税をご利用ください！

- 納税のため、わざわざ金融機関に出かけて納付する必要がなく大変便利です。
- ご利用には、事前に税務署又は金融機関へ「口座振替依頼書」の提出をお願いします。

税目等	口座振替日
申告所得税及び復興特別所得税	令和5年4月24日(月)
個人事業者の消費税及び地方消費税	令和5年4月27日(木)

消費税

令和5年10月  
インボイス制度が始まります！

事業者の方へ

## 「インボイス制度」とは

売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。



## 登録申請手続きは e-Tax をご利用ください！！

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、インボイスコールセンターで受け付けております。  
【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）  
【受付時間】9:00～17:00（土日祝を除く）

- インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



## 消費税インボイス制度説明会（説明会は事前予約制です。）

開催日	令和5年2月22日(水)	令和5年3月8日(水)
時間	13時15分～14時30分（受付13時～）	13時15分～14時30分（受付13時～）
場所	水口税務署 2階会議室	水口税務署 2階会議室
予約受付締切	令和5年2月15日(水)	令和5年3月1日(水)

★参加人数に制限があるため参加を希望される方は、事前に 水口税務署法人1 部門 ☎ 0748-62-0426 までご連絡下さい。

キャッシュレス

簡単・便利なキャッシュレス納付のご利用をお願いいたします

## 便利な納付方法をご利用ください！

## ダイレクト納付



e-Tax を利用している方や、源泉所得税を納付している源泉徴収義務者の方

ご自宅やオフィス等から e-Tax により申告書等を提出した後、納税者ご自身名義の預貯金口座（複数の預貯金口座が利用可能）から、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付することができます。

## 口座振替による納付



所得税や消費税の申告書を毎年提出する個人事業主の方

事前に指定した納税者ご自身名義の預貯金口座から、国税庁が指定する振替日に、口座引落しにより納付することができます。

## スマホアプリ納付



新たに令和4年12月1日から開始されます

申告書を提出した後、スマートフォンから決済専用サイトにアクセスし、利用可能なPay払いを選択して納付することができます。

詳細は、国税庁ホームページ「国税の納付手続」をご覧ください。  
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/index.htm>

水口税務署からのお知らせ

水口税務署の申告書作成会場が

「サントピア水口」に変更になります！

- 本年から会場が変更されていますのでご注意ください
- 水口社会福祉ホールでは申告相談を行っていません

開設期間 2月16日(木)～3月15日(水)

開設時間 9時00分～17時00分

※相談受付時間は16時までです。  
※混雑状況により早めに相談受付を終了する場合があります。

【確定申告会場での感染症対策にご協力ください】

- 会場の入場には「**入場整理券**」が必要です。LINEによる「入場整理券」の取得もできます。
- 発熱等の症状のある方や、体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- 会場ではマスクを常時着用していただき、会場入口等での手指消毒をお願いします。
- 会場には必要最小限の人数でお越しください。

※**土地等譲渡所得・贈与税**

の相談日は下記のとおりです！  
ご注意ください。

※土地や建物などの分離譲渡のほか、金地金などの総合譲渡や山林所得も含まれます。



土地等譲渡所得・贈与税の相談日

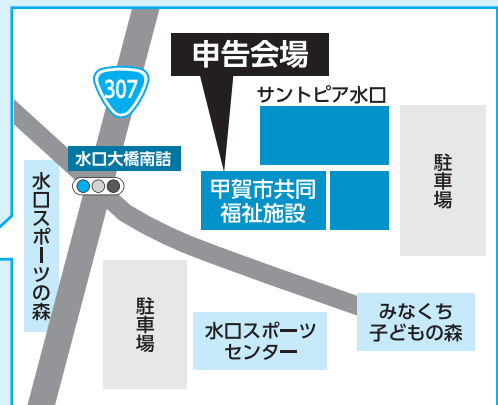
2月	17日(金)・21日(火)・24日(金) 28日(火)
3月	2日(木)・6日(月)・8日(水) 10日(金)・14日(火)・15日(水)

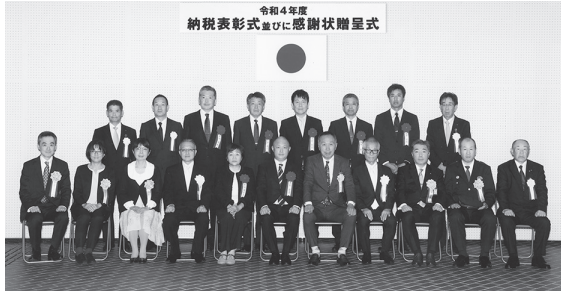
- 上記相談日に贈与税、山林所得及び土地等譲渡所得の相談担当者が、会場に従事します。
- 相談担当者不在の日については、相談内容により、再来場をお願いする場合がありますのでご了承ください。



確定申告会場

サントピア水口  
(甲賀市共同福祉施設)  
甲賀市水口町北内貴 1-2





令和4年度  
納税表彰式並びに感謝状贈呈式

## 令和4年度 納税表彰式 挙行!

令和四年度の納税表彰式が、去る十一月十一日(金)甲賀市碧水ホールにおいて多数のご来賓ご臨席のもとに、水口税務署、公益社団法人水口納税協会及び水口納税貯蓄組合連合会の三者共催により華やかな中にも厳粛の内に執り行われました。

今回、受彰(贈)の榮に浴された皆様は、いづれも多年にわたり、納税協会及び納税貯蓄組合の活動、並びに租税教育の活動を通じて、申告納税制度の発展と納税道義の高揚に極めて顕著な功績を挙げてこられた方々です。

この度の受彰(贈)者各位の永年のご功績に対し、敬意を表するとともに、心からお祝い申し上げます。

表彰状並びに感謝状を受彰(贈)された方々は次のとおりです。(敬称略)

- 大阪国税局長表彰**  
堀内 伸尚 (甲南)
- 水口税務署長表彰**  
奥野 貴清 (水口)  
芳田富美子 (湖南)
- 公益社団法人水口納税協会会長表彰**  
山中多美子 (湖南)  
金田 周也 (水口)  
綾戸 勝 (土山)  
三浦 浩一 (甲賀)  
河村 哲至 (甲南)  
脇阪 昇 (信楽)
- 公益社団法人水口納税協会会長感謝状**  
奥野 貴清 (水口)  
田中 直秋 (甲南)

### 令和四年度 中学生の「税についての作文」 及び中学生の「税に関する標語」入選者

国税庁及び全国納税貯蓄組合連合会が中学生を対象として募集した「税についての作文」には、管内十一校の中学校から八四五編、国税庁が高校生を対象として募集した「税に関する高校生の作文」には、管内四校の高等学校から二六〇編の応募がありました。また、甲賀広域租税教育推進協議会が募集した中学生の「税に関する標語」には、管内十一校の中学校から四四七点の応募がありました。(敬称略)

#### 中学生の

#### 「税についての作文」入選者

##### 大阪国税局長賞

- 滋賀県立水口東中学校  
三年 山中あまね
- 滋賀県立水口東中学校  
三年 勝本 絢心
- 滋賀県立水口東中学校  
三年 大森 陽稀
- 滋賀県立水口東中学校  
三年 嶋川萌々果

##### 滋賀県納税貯蓄組合総連合会長賞

- 甲賀市立城山中学校  
三年 嶋川萌々果
- 水口税務署長賞**  
湖南市立日枝中学校  
三年 植西菜々子  
甲賀市立甲南中学校  
三年 宮川 明

##### 公益社団法人水口納税協会会長賞

- 甲賀市立水口中学校  
三年 松本 大雅
- 湖南市立石部中学校  
三年 山崎 美紅
- 近畿税理士会水口支部長賞**  
甲賀市立城山中学校  
三年 池元 咲楽

##### 水口納税貯蓄組合連合会長賞

- 甲賀市立甲賀中学校  
一年 北村 岳詩

### 令和四年度 中学生の「税に関する標語」入選者

国税庁及び全国納税貯蓄組合連合会が中学生を対象として募集した「税に関する標語」には、管内十一校の中学校から八四五編、国税庁が高校生を対象として募集した「税に関する高校生の作文」には、管内四校の高等学校から二六〇編の応募がありました。また、甲賀広域租税教育推進協議会が募集した中学生の「税に関する標語」には、管内十一校の中学校から四四七点の応募がありました。(敬称略)

#### 中学生の

#### 「税に関する標語」入選者

##### 大阪国税局長賞

- 湖南市立甲西北中学校  
三年 西岡 紗良
- 甲賀市立信楽中学校  
三年 直村帆乃佳
- 甲賀市立土山中学校  
三年 入江 真帆
- 湖南市立甲西中学校  
三年 奥村さくら

##### 滋賀県納税貯蓄組合総連合会長感謝状受贈校

- 甲賀市立甲賀中学校
- 「税に関する高校生の作文」  
入選者**  
滋賀県立水口高等学校  
一年 武絨

##### 滋賀県租税教育推進連絡協議会賞

- 滋賀県立水口高等学校  
一年 武絨
- 水口税務署長賞**  
滋賀県立信楽高等学校  
二年 濱川 藍香

##### 公益社団法人水口納税協会会長賞

- 滋賀県立信楽高等学校  
二年 大久保 樹
- 中学生の「税に関する標語」  
入選者**  
湖南市立石部中学校  
二年 田之上航汰  
湖南市立甲西中学校  
二年 東畑 紗音

- 湖南市立日枝中学校  
一年 伊藤 久志
- 湖南市立甲西北中学校  
一年 小林 葉菜
- 湖南市立甲西中学校  
一年 江原妃那里
- 甲賀市立水口中学校  
二年 筒木 晴也
- 甲賀市立水口中学校  
二年 川島陽菜子
- 甲賀市立城山中学校  
三年 高嶋 萌絵
- 甲賀市立甲賀中学校  
二年 保井 玲衣
- 滋賀県立水口東中学校  
三年 樋口 透也
- 滋賀県立水口東中学校  
三年 梶田 結愛
- 甲賀市立土山中学校  
三年 田中 絆菜
- 甲賀市立甲賀中学校  
二年 安井 時音
- 甲賀市立甲賀中学校  
二年 小網未来翔
- 甲賀市立甲賀中学校  
三年 北出 凜杏
- 甲賀市立甲賀中学校  
一年 難波龍之介
- 甲賀市立甲南中学校  
三年 中島 日和
- 甲賀市立甲南中学校  
二年 阿田 一楓
- 甲賀市立石部中学校  
二年 岡崎 叡遼
- 甲賀市立石部中学校  
二年 黒田 伊吹
- 甲賀市立信楽中学校  
二年 宮本 伊吹
- 甲賀市立信楽中学校  
二年 古谷圭夢衣
- 甲賀市立信楽中学校  
三年 直村帆乃佳

旗・幕・幟・裨天  
ポール・他  
デザインから製作まで致します。

ジョウニシサンギョウ

## 上西産業株式会社

本社 滋賀県甲賀市水口町新町2丁目2-18 〒528-0038  
TEL 0748-62-3070 FAX 62-7710

www.jonishi-sangyo.co.jp

# 責任と 理解をもって 納税を

## 中学生の「税についての作文」優秀作品披露

本年も中学生の「税についての作文」に多数のご応募  
ありがとうございました。入選者の中から作品を一部  
掲載し、感謝にかえさせていただきます。

### 大阪国税局長賞

#### 税の使い道

一税で作る新しい当たり前

滋賀県立水口東中学校 3年

山中 あまね

は素晴らしい、多くの人に届きました。でも彼の講演で知ったのは熱意だけではなくにもならない現実というものでした。

私は最近、市のあるセミナーに参加しました。その際に、森重裕仁さんという方の講演を聞く機会があり、「らいじゃけサンタ」と呼ばれる彼の活動を知りました。森重さんは「子供たちにライフジャケットを！」という信念の下様々な活動をされています。活動を開始されたきっかけは甲賀市内の小中学生2名が川での野外体験講座中に起きた死亡事故でした。ライフジャケットをつけていたら助かったかもしれない、子供の命を守っていたかもしれない、当時教職についておられた森重さんは大きなシヨックを受け、何かできることはと考えライフジャケットの重要性について啓発活動をされています。その際活動で集まった寄付や自費で数えきれない数のライフジャケットを配布されました。「らいじゃけサンタ」の由来です。助けられる命を守りたい、その熱意

は素晴らしい、多くの人に届きました。でも彼の講演で知ったのは熱意だけではなくにもならない現実というものでした。

彼はライフジャケットの必要性を説き、可能な限りのものを配布し、自身の思いを掲げました。でも、思いに賛同しても実際に提供できる「物」の数には限界があります。そこで広がりが止まってしまいます。森重さんはそこで思いだけではどうにもならないことを知り、お金の必要性を感じたと話されました。私にとってこれは大きな驚きでした。誰かの活動を知り、すごいな、その通りだな、いいことだな、と感じることは今までにもありました。でもそこで終わりました。その先に進むには思いだけではだめなのです。個人でできること、一団体でできることは限界があります。時間もかかりません。そんな時、どうすればいいのか。国、県、市町村に知ってもらい、協力してもらうことで道が開けます。予算をつけてもらい必要な「物」を税金で購入してもらい提供する。実際、過去の事故をきっかけに甲賀市はライフジャケットを購入し、各学校にレンタルするな

ど、安全対策に予算を割いています。森重さんが現在住まれている香川県でも導入が進んでいます。

このことを知り私が驚いたのは一人の思いが拡がり、行政を巻きこみ、動かす力になっていったということ。なんて素敵な税の使い道、使い方について意識を向けるきっかけになりました。税は国民や企業が自分たちの生活をよりよくするために、困っている人たちを助けるために取めるお金です。その使い道を知り、必要であれば新たな使い道を提案する。これが大切なことだと思います。税を使うことで甲賀市ではライフジャケットは当たり前のものとなっていきます。新しい当たり前を作るには「物」が必要でそれにはお金が必要です。税の多くの使い道の中に私たちの思いのこもったものが一つずつでも増えていくことが私たちの社会をよりよくする力となっていくのではないのでしょうか。



### 滋賀県納税貯蓄組合 総連合会会長賞

#### 幸せな暮らしへ

滋賀県立水口東中学校 3年

勝本 絢心

いつもそばに居てくれた。私の成長を温かく見守っていてくれた。そんなおじいちゃん顔から、いつも元気をもたらっていた。私が中学生になった時、おじいちゃん七十七歳。肝臓が悪くて、病院によく通院していた。私と話すと時はいつも笑顔だけれど、その日は顔が痩せて見えた。入院を繰り返す度に、どんどん笑顔が無くなっていった。そんなある日、おじいちゃんの肝臓の手術が決まった。大きな手術で、病状は深刻化していた。手術費用は大金で、その他にも入院費用がかかり、負担が大きかった。そんな時、「医療費控除」と呼ばれる制度があると知った。この時、心が救われたような気がした。この制度は、私たちが普段から支払ってきた税金によるものだった。そして手術は無事に成功し、再び笑顔を見ることができた。直接返ってこなくても、こうして税金は身近な所で人の役に立っていたんだと気付くことができた。

調べていくうちに、税金は日本国憲法の第三十条「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う。」とあるように、国民が公平に納めなければならないと学んだ。経済力が同等の人々に等しい負担を求める「水平的公平」や、経済力のある人により大きな負担を求めるといった「垂直的公平」など、税金は人々の置かれている環境によって負担を考える素晴らしい制度だと思った。日本は近年「少子高齢化社会」となっていて、一人あたりが支える高齢者が増えている。私のおじいちゃんもその中の支えられている一人だ。このまま高齢者が増え続けば、納税が厳しくなるだろう。そして、若者への負担が限界を超えてしまう。その前に私は、持続可能な社会のために国民の負担と受益のバランス、改善策について考えていかなければならないと思う。例えば誰もが子育てしやすい社会の実現だったり、誰もが活躍できる社会の実現。税制及び社会保障制度の見直しなどだ。税にあり方を考えることは、日本の将来を考えることにつながると思う。社会の一員として、税の使われ方にも関心を持って豊かで安心して暮らせる社会のために、私たち一人一人が何をすべきかを考えていきたい。

# 創ろうよ！ 税金納めて 未来の架け橋

# 税金は 未来を照らす 希望灯



滋賀県納税貯蓄組合  
総連合会会長賞

## 「導入が議論される 交通税について」

滋賀県立水口東中学校 3年  
大森 陽 稀

二〇二二年、滋賀県は交通税の導入を検討していることを公表した。交通税が本格的に議論されることさえ、全国初の事例である。交通税の目的とは、廃線の危機に陥っている鉄道やバスなどを維持することだ。私自身もよく利用する近江鉄道は、滋賀県のローカル線である。その近江鉄道は二八年連続の赤字で、今は沿線の自治体の支援を受けて運行し続けている。そのような公共交通機関を県民全員で支援しようと導入が検討されているのが交通税だ。確かに売り上げが低迷し経営が困難な鉄道などの会社の一助とはなるが、実際に公共交通機関を利用しない人々にまで負担が広がるのはどうかと思う。また、私の母親が、また税金が高くなったなどと嘆いているのもよく耳にする。しかし、私自身は交通税の導入に賛成である。なぜなら、今でさえ近江鉄道は沿線自治体の援助を受けてなんとか運行を続けている状況だからだ。その費用はもちろん市民や町民が納める税金からきている。その費用も少しは浮くだろう。その

分の税金を、私たちの暮らしをよくし、福祉の充実などに役立ててもらおう方がよいと考える。また、利用していないのに税金を払うというのは、利用していない公園や道路の整備に税金が使われていることには違和感がないので、当然のことだと思う。確かに

鉄道は民間営業であるが、その地域に住む人々全員の財産だといえる点では他の図書館などと変わりはないように感じる。国内では例のない交通税だが、海外では導入されている国もある。フランスでは、一九七〇年代からパリ周辺の公共交通機関を保護する目的で交通税が導入されている。トラムと呼ばれる路面電車が交通税によって維持されている。経営負担のほとんどを税金で賄っていたこともあり、これが公共交通機関無料化の先駆けとなった。しかも、結果として沿線地域の人口増加につながった。

私は、滋賀県では将来的に交通税が導入されるだろうと考える。なぜなら、先月行われた滋賀県知事選挙で交通税を公約に掲げた三日月大造氏が当選し、このことは、大半の県民が交通税の導入を認めたと示しているのだと考えられるからだ。

このように、我々が納める税金の使い道や新たな税の導入は選挙によって決まるといっても過言ではない。だから、我々が納

める税金の使い方を、我々が決めるという意味でも選挙に参加することが大切だと思う。私も、選挙権を得たら私自身が納得できるように税金を使ってくれる党、知事に投票したいと思う。



滋賀県納税貯蓄組合  
総連合会会長賞

## これからの社会と税

甲賀市立城山中学校 3年  
嶋川 萌々果

少子高齢化の進展、家族構成や個人の働き方が変わり、日本の経済社会は大きく変化してきています。このことを知って、これから

の日本の社会や税のあり方を考えていく必要があると感じました。税は、私達が社会で生活していくための「云費」にあたります。納めた税は、国が収入し、公共施設・公共サービスへと国が支出していきます。もしも税金がなかったら、公共サービスを受けるのに全ての費用を自分で負担しないといけません。困りますよね。だから、税金はとても大切なのです。

少子高齢化が進むと税にどういった影響があるのでしょうか。実は、今の社会保障制度のまま放置されてしまい、年金や医療の負担が上昇を続け、将来の世代に大きな負担を残すことになってしま

うのです。こういったことが起りうると思ったら、税金は大切に使わないといけないと痛感しました。少子高齢化という大きな課題をなくすることは難しいけれども、お互いを支え合っていくことが今まで以上に必要となり、税金の集め方や使いみちをしっかりと考えていくことが大切になってきます。例えば、道路の整備、教育、ごみの収集、医療、消防、警察など私達の身の回りでたくさん税金が使われています。税金の使いみちを知って気づいたことがあります。

私は今、足を怪我していて、つい最近まで入院をしていました。初めての手術を受けたり、苦しいリハビリを毎日頑張ったり、でも、ここまで来れたのは、医療従事者や税金の支えがあったからなんだと気づきました。「もし税金がなかったら。」って考えると、今、こうして幸せに生きていられる自分がいるのは、税金のおかげなんだと感謝の気持ちで溢れています。助られた分、私も何かしたい。社会に貢献できるように、もっと税金に対しての思いを深めていきたいです。

これからの社会を築き上げていくために、積極的な社会参画をしてくれる税と向き合っていくことが、税のあり方を考えていくうえで一番大切なことだと気づかされました。



環境をデザインする  
「総合メンテナンス創造企業」

工場設備・プラントの清掃メンテナンス  
で環境改善

# 株式会社 近 畿 理 研

本社 / 〒528-0211 滋賀県甲賀市土山町北土山1662 TEL (0748) 66-1143 / FAX (0748) 66-1457  
URL <http://www.kinkigrp.co.jp/riken/>

# 税務相談のご案内



毎月1回無料税務相談日を設けていますので、  
税のことなら何でもご相談ください！

2月8日(水)・3月8日(水)

**時間** 13時30分～16時30分  
(1人30分 受付16時まで)

**予約問合せ** ☎ 0748-62-1151

**場所** 水口納税協会 3階会議室

相談の際には、手指の消毒・マスクの着用・検温をお願いします。37.5度以上の発熱のある場合や、咳など風邪の症状がある場合など、感染予防の観点から相談をお断りする場合があります。

**定員** 予約制で先着6名(会員優先)

\*都合により変更する場合があります。また、新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合もあります。

共催/近畿税理士会水口支部・公益社団法人水口納税協会

## 県税からのお知らせ

### 自動車税種別割

自動車税種別割は、毎年四月一日現在の自動車の所有者(所有権留保付自動車の場合は使用者)に対して、その年の四月から翌年の三月までの一年間の年税額の全額を課す県税です。毎年五月上旬に納税通知書が届きます。五月末が納期限となります。

### 自動車を譲ったり使わなくなった場合

自動車を他人に譲った場合は、滋賀運輸支局で名義変更の手続きを行ってください。名義変更を行わない限り翌年以降も同一名義人に課税がされます。また名義変更(県外転出を含む)をされても、当該年度は譲渡人(元の所有者)にその年度分全額の納税義務がありますのでご注意ください。

自動車を使わなくなった場合は、滋賀運輸支局で抹消登録の手続きを行ってください。抹消登録の手続きをされず、手続きのあった月を基準として自動車税種別割が月割りで減額されることになります。

自動車を他人に譲ったり、使わなくなったにも関わらず、名義変更や抹消登録の手続きをされずに放置されると様々なトラブルの原因となりますので必ず手続きを行ってください。また、業者等にこれらの手続きを依頼された場合も、当該登録が確実に

自動車税は令和元年十月一日の課税から名称が自動車税種別割となりました。れたかどうかを必ず確認してください。

### 転居された場合

住所変更の手続きが必要で

滋賀運輸支局で変更登録手続きを行っていただくとともに、自動車税事務所へも届けてください。この手続きを忘れられると翌年度の納税通知書が届かなくなる場合があります。

### 滋賀運輸支局

守山市木浜町二二九八―五  
☎ 〇五〇―五五四〇―二〇六四

### 身体に障害のある方等の減免制度について

身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が、所有または使用する自動車については、障害の程度、使用頻度等一定の要件を満たす場合には申請手続きにより自動車税種別割が減免されます。

減免についての手続きその他自動車税種別割についての問い合わせは、自動車税事務所または中部県税事務所甲賀納税課までお願いします。

### 自動車税事務所

守山市木浜町二二九八―二  
☎ 〇七七―五八五―七二八八

### 中部県税事務所甲賀納税課

甲賀市水口町水口六二〇〇  
(滋賀県甲賀合同庁舎一階)  
☎ 〇七四八―六三一―六一〇六



納税協会の「経営者大型総合保障制度」は  
1971年に創設されました。  
これからも会員のみならず共に歩み、  
事業の継続をサポートしてまいります。

### DJIDO 大同生命保険株式会社

京都支社 滋賀営業部 大津営業所/  
滋賀県大津市京町2-2-8  
TEL 077-525-1711

### AIG AIG損害保険株式会社

滋賀支店/  
滋賀県草津市若竹町1-40(OHビル草津3F)  
TEL 077-501-3930

## 私たちは水口優青会の会員です！ (会員の一部を紹介します)

当会は、水口税務署長より優良青色申告者として表敬を受けたもの及びこれに準ずるものをもって組織された団体です。

会席・料理・仕出し

### みよし 赤南亭

滋賀県甲賀市土山町大野 2175 TEL 0748-67-0121 FAX 0748-67-0177

### STIHLShop

中古機械の買取り及び販売・薪ストーブ  
農業機械の販売及び修理・農業用倉庫

### 奥野農機

滋賀県甲賀市水口町宇田 6-11 TEL 0748-62-0339

### 射出成形 筒井合成

〒528-0205 滋賀県甲賀市土山町笹路667  
TEL 0748-68-0027 FAX 0748-68-0134

### NEWS DENTAL LABORATORY

藤野浩樹

滋賀県甲賀市甲南町野田 599  
TEL 0748-86-6932  
FAX 0748-86-0424

**要予約** 確定申告相談会場 (小規模事業者対象)

相談日	会場	時間
2月17日(金)	信楽伝統産業会館2階	9:30 }
2月24日(金)	湖南省共同福祉施設	
2月28日(火)	信楽伝統産業会館2階	16:00 (1人40分)
3月1日(水)	甲賀市商工会土山支所	
3月2日(木)	甲賀大原地域市民センター 第5会議室(商工会2階)	
3月3日(金)	甲賀市商工会甲南支所	

●先着順ではありません！予約なく直接来られても相談に応じられない場合がありますのでご注意ください！

この会場では**小規模な事業をされている方**のために相談に応じています。

なお、土地・建物・株式等を譲渡した所得のある方、相続・贈与税の申告をされる方、所得金額や課税売上高が高額な方、その他申告内容が複雑な方は、この会場では**応じておりません**。

**予約制**で、相談時間は**お1人様40分**です。  
**ご予約の方はまずお電話下さい！**

各会場のご予約は、  
公益社団法人水口納税協会 ☎62-1151 まで！

**重要** 来場の際には、手指の消毒・マスクの着用・検温をお願い致します。また、37.5度以上の発熱がある場合、咳などの風邪のような症状のある方につきましては、相談をお断りする場合があります。ご利用いただく皆様の安全を第一に考えた対応であるため、何卒ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**自宅からスマホで申告してみませんか？**

簡単・便利



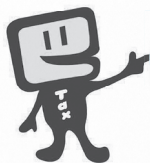
<b>ご自宅で</b> 確定申告期間は24時間いつでも利用可能 <small>※メンテナンス時間を除く</small>	<b>専用画面</b> スマホ専用画面で見やすく操作が簡単	<b>自動計算</b> 画面の案内に沿って入力するだけ
<b>添付書類不要</b> 書類の記載内容を入力・送信することで添付省略 <small>※一部の書類は除く</small>	<b>持参・印刷・郵送不要</b> 税務署への持参が不要 印刷・郵送代が不要	<b>早期還付</b> 還付金の振込みが早い

**New** 令和4年分(令和5年1月以降)からさらに便利に！

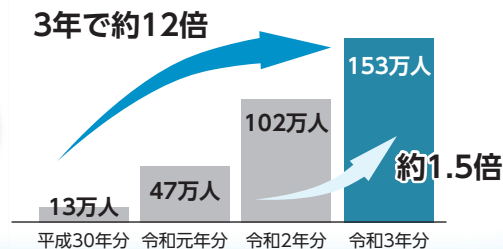
- 青色申告決算書・収支内訳書がスマホで作成可能に
- マイナンバーカードの読取回数が削減※  
※過去にマイナンバーカードを使って確定申告している等一定の条件を満たしている場合



スマホ申告増加



全国で**153万人**が、  
自宅からスマホを使ってe-Taxで申告



近畿税理士会水口支部会員名簿					
相川 良和 水口町 62-1538	北橋 清造 湖南省菩提寺 74-0219	廣川・岩田税理士法人 水口町 62-3011	望月 一重 甲南町 86-0111		
東 安宏 水口町 62-3611	倉本 貴夫 湖南省中央 72-2301	廣川 領司・岩田 剛	山下 耕平 甲賀町 88-3301		
今村 新壺 水口町 62-7328	みずす税理士法人 湖南省石部口 77-2139	福田・志村税理士法人 湖南省岩根中央 72-9075	山田 俊裕 湖南省菩提寺西 78-0136		
税理士法人 上杉会計事務所 水口町 62-1231	鈴木 智博・鈴木 勝博	福田 長利・福田 弘樹	税理士法人山本会計 湖南省平松北 72-3988		
上杉 恵一・上杉 弘	永野隆幸税理士事務所 甲賀町 88-3758	志村 真二	山本 善通・山本 善重		
上杉 香・川井 尚子	永野 隆幸・高橋 実果	布留 知美 甲南町 60-3237	吉 永 克 明 水口町 70-2430		
伊藤 友章・寺田 文哉	中村 憲司 甲南町 86-3145	堀 勝 美 湖南省平松北 050-8884-9882	<b>税金のことは 税の専門家「税理士」へ！</b>		
木田 嘉明 水口町 69-6077	林 素 也 水口町 63-5523	前野 沙 穂 水口町 62-0182			